

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開 会

2 報 告

報告第 3 号 教育委員会 2 月定例会の会議録について

3 議 案

議案第 8 号 専決処分について（日立市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則の制定について）

議案第 9 号 日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 10 号 日立市地域学校協働活動推進員の委嘱について

議案第 11 号 令和 8 年度「日立の学校教育」の策定について

議案第 12 号 令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方針について

4 その他

- (1) 令和 8 年第 1 回市議会定例会について
- (2) 4 月のスポーツイベントについて
- (3) 日立風流物・日立のささら特別公開について

5 次回の教育委員会の日程について

令和 8 年 4 月 2 3 日（木） 午後 1 時 3 0 分から

日立市役所 3 0 4 ・ 3 0 5 号会議室

6 閉 会

教育委員会 2 月定例会の会議録について

教育委員会 2 月定例会の会議録について、別紙のとおり報告するものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

教育委員会会議録（2月定例会）

<u>日 時</u>	令和8年2月25日（水） 午後2時30分から午後3時1分まで
<u>場 所</u>	日立市役所 304・305号会議室
<u>出席委員</u>	教育長 折笠 修平 教育長職務代理者 上村 由美 委 員 小野 智久 委 員 額賀 隆
<u>欠席委員</u>	委 員 朝日 華子
<u>委員以外の出席者</u>	教育部長 作山 直弘 次長 大内 弓子 総務課長 西 勇人 学校施設課長 富岡 道雄 学務課長 北見 裕 学校再編課長 酒地 康彦 生涯学習課長 根田 容子 スポーツ振興課長 市原 慎也 指導課長 青木 房子 記念図書館長 佐川 正城 郷土博物館長 鈴木 弘嗣 北部学校給食共同調理場長 小林 健児 教育研究所長 諸橋 正和 総務課課長補佐（兼）庶務係長 塙 智光 総務課主事 上遠野 宰

議 事

報 告

報告第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

議 案

議案第 1 号 令和 8 年度教育委員会予算の提案について

議案第 2 号 令和 7 年度教育委員会 3 月補正予算の提案について

議案第 3 号 日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

その他

(1) 日立風流物収蔵施設整備事業の進捗状況について

会議の概要

1 開 会

教 育 長 ただ今から、教育委員会 2 月定例会を開会します。

 本日は、傍聴希望者が 1 名おります。
 傍聴を認めてよろしいでしょうか。

全 委 員 結構です。

2 報 告

報 告 第 2 号 教育委員会 1 月定例会の会議録について

教 育 長 まず、報告第 2 号について、御意見等はございませんか。

全 委 員 特にありません。

教 育 長 それでは、本件については、承認されました。

3 議 案

議 案 第 1 号 令和 8 年度教育委員会予算の提案について

教 育 長 続いて、議事に移ります。

 議案第 1 号について、総務課長から説明をお願いします。

総 務 課 長 予算額一覧で、費目ごとに歳出予算額を整理したものです。
 令和 8 年度歳出予算の合計額は、7 6 億 9, 7 5 6 万 5 千円です。
 令和 7 年度の歳出予算の合計額は、8 9 億 1, 0 6 5 万 6 千円です
 ので、前年度との比較では、1 2 億 1, 3 0 9 万 1 千円の減額と
 なります。

 次に、令和 8 年度教育委員会予算の概要です。

 新年度予算の主な増減要因を御説明いたします。

 5 番、(1) の主な増額の要因については、宮田児童クラブ棟建設事業が 2 億 7, 1 1 9 万 7 千円、施設整備事業が 2 億 4, 5 6 5 万 8 千円、仲町小学校・中小路小学校・宮田小学校統合事業が 9, 3 4 4 万 8 千円、南高野調理場設備改修事業が 1 億 2, 9 5 1 万 8 千円、それぞれ増額となります。

 次に、(2) の主な減額の要因については、運動公園野球場再整備事業が 1 5 億 3, 6 2 8 万 2 千円、情報教育環境整備事業が 2 億 2, 5 1 6 万 4 千円、日立特別支援学校校舎等改築事業が 2 億 1, 4 6 8 万 7 千円、日立風流物収蔵施設整備事業が 1 億 4, 4 3 8 万円、それぞれ減額となります。

次に、令和8年度の主要事業の概要についてでございます。

なお、予算額の欄の令和7年度の額は、当初予算額で、補正予算による増減を含まない額です。

はじめに、学校教育に関する事業です。

N o . 1、奨学金制度拡充事業、2, 3 3 7万6千円は、奨学金を利用して大学等を卒業した方で、市内居住などの要件を満たす方に、奨学金返還金を補助し、若者の定住促進を図るものです。

N o . 2、情報教育環境整備事業、4億2, 7 5 5万7千円は、児童生徒用タブレットをはじめとする機器のリース代、指導者用デジタル教科書に係る費用などです。

N o . 3、施設整備事業、3億2, 7 8 9万3千円です。

大久保小学校及び日高中学校の屋内運動場にエアコンを設置するほか、避難所となっている小学校18校の屋内運動場へのエアコン設置を検討するに当たり、受変電設備の状況を調査します。

また、当面の対策として、スポットクーラーを購入し、増設いたします。

N o . 6、学校給食費無償化事業は、令和5年度から実施している給食費の完全無償化を継続して行うものです。

財源として、地方創生臨時交付金を充当することに加えて、令和8年度から、国による小学生の給食費無償化に伴い、給食費負担軽減交付金、3億3, 7 9 9万4千円が入ることとなっております。

N o . 11は、新入学児童用ランドセル及び新入学生徒用スクールカバンの購入費用として、2, 9 0 1万円を計上するものです。

N o . 13、学校再編推進事業、7 9 6万円は、通学距離が長くなった児童の安全確保を図るため、定期券購入費の補助を行うほか、山部小、旧平沢中、旧坂本中に残る物品などの運搬と処分を行うものです。

N o . 15、仲町小学校・中小路小学校・宮田小学校統合事業、9, 3 4 4万8千円です。

令和9年4月の統合に向けて、校歌や校旗の制作、閉校記念事業補助などを行います。

また、統合に際し、受変電設備の容量が不足するため、令和9年度までの継続事業として改修を行います。

N o . 16、児童クラブ運営経費、5億5 9 6万円は、公設児童クラブのクラス数の拡充や、民間児童クラブに対する補助により、全ての児童が安全・安心に過ごせる放課後の居場所づくりを推進するものです。

N o . 20、宮田児童クラブ棟建設事業、2億7, 1 1 9万7千円は、仲町小学校・中小路小学校・宮田小学校の統合に伴う利用者の増加に対応するため、宮田小学校の敷地内に、児童クラブとして使用するための建物を新たに設けるものです。

N o . 26、N I E推進事業、1 7 6万2千円は、児童生徒の読

解力や思考力、表現力の向上を図るため、新聞を教材として活用できる環境を整備するもので、各校における新聞購読費などを計上します。

N o . 2 7、科学学習推進事業、1, 4 4 9 万円は、日立理科クラブへ活動費用を交付するものであり、個人の方から寄附がございましたので、それを活用して、例年よりも厚く予算を計上しております。

N o . 3 2、中学生スポーツ・文化活動推進事業、2, 3 2 9 万 5 千円です。

国・県の方針に沿い、令和8年4月から中学生の休日の部活動が地域展開することに伴い、活動のコーディネートをスポーツ協会と市民科学文化財団に委託するとともに、(仮称)日立ミュージッククラブの設立に際し、必要な休眠楽器の修繕費用やスタートアップ費用を計上いたします。

N o . 3 5、外国語指導助手活用による英語力育成事業、1 億 2, 7 1 9 万 1 千円は、英語による児童生徒のコミュニケーション力の向上や、国際理解の深化を図ることを目的として、引き続き、全小・中学校にALTを配置するものです。

N o . 4 2、南高野調理場空調設備改修事業、6, 3 1 4 万 8 千円は、令和7年度から着工している冷温水発生機2台の更新などに係る令和8年度分事業費です。

また、N o . 4 3、南高野調理場ボイラー設備改修事業、6, 6 3 7 万円は、老朽化した蒸気ボイラー3台の更新などを行うもので、令和8年度分の事業費です。令和9年度までの継続事業として実施します。

N o . 4 4の教育相談事業、7, 3 4 6 万 2 千円は、学校訪問やちゃれんじくらの教育相談員配置のほか、県の校内フリースクール設置促進事業費補助を受け、令和7年度は大久保中に1名配置している少人数指導教員を、令和8年度は1名増員し、配置校も1校追加するものです。

次に、生涯学習に関する事業です。

N o . 5 1、ひたち大好き博士事業は、ひたち大好きパスポートを全児童生徒に配布し、引き続き、公共施設の利用や地域のイベントを通じた体験活動を支援するものです。

N o . 5 4、ラジオ体操普及事業、2 8 8 万円は、ラジオ体操の更なる普及に向けて、引き続き、日立市長杯ラジオ体操コンクールを開催するほか、指導員の養成などに取り組むものです。

N o . 5 7、電子書籍貸出サービス事業、4 1 5 万 8 千円です。

来館せずにインターネットで貸出・返却ができる電子書籍貸出サービスの利用を一層促進するとともに、全児童生徒にIDとパスワードを配布して電子書籍の活用を促し、子どもたちの読書活動の推進を図ります。

№. 62、日立風流物・日立のささら特別公開事業、990万円です。

7年に一度の神峰神社大祭礼が、令和8年5月に開催されることに伴い、ユネスコ無形文化遺産、国指定重要民俗文化財である日立風流物全4台と、県の指定民俗文化財である日立のささら3団体の特別公開が行われます。郷土の文化財への理解や関心の向上、魅力発信に資するため、風流物の組み立てに係る経費の一部や、会場運営、広報などに係る費用を対象に、補助金を交付します。

次に、スポーツに関する事業です。

№. 63、社会体育促進事業、3,136万4千円は、部活動の地域展開に伴い、中学生のスポーツ活動を支援するため、総合型地域スポーツクラブの運営補助を拡充するほか、日立さくらロードレースの開催に対する補助などを行うものです。

№. 64、ひたちシーサイドマラソン補助事業は、秋冬最大のスポーツイベントとして、第3回となるフルマラソン大会を開催し、生涯スポーツの環境づくりや交流人口の拡大などを図るものです。

№. 65、学校施設開放環境整備事業、50万円は、学校施設の使用申請手続きや鍵などのデジタル化を進め、利便性の向上と応対する学校職員の負担軽減を図るもので、令和8年度は2校の体育館にスマートロックを導入し、効果の検証を行うものです。

№. 67、スポーツ広場等施設整備事業、300万円は、南部地区におけるスポーツ施設整備の基本構想策定に向けて、現状分析、ニーズの予測、立地条件などの調査を実施するものです。

№. 68、運動公園野球場再整備事業、4億3,756万5千円です。

野球場については、7月に供用開始を予定しており、引き続き、外構工事、備品購入などを進めるとともに、リニューアル記念イベントに対する補助を行います。

最後に、市全体の令和8年度一般会計歳出予算案です。

予算総額773億7千万円のうち、教育費の占める割合は、9.7%でございますが、この教育費には、保健福祉部や市民生活環境部など、教育委員会以外の所管分も含まれております。

委 員 来年度予算は、新規事業やこれまで取り組んできた事業を拡充する事業があるなど、バランス良く予算確保がされていると思います。

令和8年度教育委員会の主要事業の№. 32、中学生スポーツ・文化活動推進事業については、部活動の地域展開のための大切な事業であるので、来年度の運営状況を見ながら、持続可能な予算が確実に得られることを願っています。

次に、№. 44、教育相談事業における少人数指導教員の増員

については、クラスに居づらい児童・生徒の対応について、今できる最善の手立ての一つの事業だと思います。

委員 学校再編推進事業が進む中で、使用しなくなった学校の除草作業や建物の維持管理に係る費用は、教育委員会の予算として計上していくのでしょうか。

なお、どのくらいの費用がかかるのかを教えてくださいたいです。

また、解体して更地にする場合に、民間企業に利用してもらうなど、利用の仕方についての調査等は、教育委員会で行っていくのかを教えてくださいたいです。

学校施設課長 除草作業につきましては、旧中里小学校、旧東小沢小学校、旧平沢中学校、旧坂本中学校のグラウンドに、自動運転の草刈り機を設置しまして、日頃から除草作業を実施しています。

校舎周辺の草刈りにつきましては、1年に2回、業者による草刈りを実施しています。

次に、閉校した学校の維持管理費についてですが、概ね300万円から400万円となっております。

次に、解体した場合の更地の利用の調査についてですが、庁内の学校跡地活用検討委員会において、検討を進めてまいります。

教育長 それでは、議案第1号について、可決することよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 議案第1号については、原案可決と決しました。

議案第2号 令和7年度教育委員会3月補正予算の提案について

教育長 次に、議案第2号について、総務課長から説明をお願いします。

総務課長 3月補正予算額です。

1番、歳入歳出予算につきましては、歳入は、6,006万4千円を増額し、補正後の額を27億6,857万9千円とするものです。

歳出は、1,241万9千円を減額し、補正後の額を90億1,888万3千円とするものです。

次に、内訳です。

1番、歳入歳出予算、No.1とNo.2は、国の補正予算により、児童クラブが、物価上昇といった厳しい環境の中でも、安定的に事

業を運営できるよう、物品の購入などに係る経費に対し、1クラスにつき5万円の補助が行われることとなり、その公設児童クラブ分の歳入を当初予算の歳出に充当するものです。

補助率は、国と県それぞれ3分の1、残りの3分の1は市の持ち出しとなります。

N o . 3、児童クラブ運営経費は、その民間児童クラブ分を計上するものであり、N o . 4とN o . 5は、国・県によるそれぞれ3分の1の補助です。

N o . 6とN o . 7は、日立理科クラブの設立時に代表をお務めになり、現在は顧問である佐藤 一男氏から、理科クラブの活動に役立ててほしいと1千万円の寄附を頂いたものを、基金に積み立てるものです。

N o . 8とN o . 9は、奨学金貸付事業振興のために頂いた寄附金を、基金に積み立てるものです。

N o . 10は、コンピューター機器等設定委託が、金額の確定に伴い、県の公立学校情報機器整備事業補助金の対象となることから、歳入予算を計上するものです。

N o . 11とN o . 12は、情報教育環境整備事業における契約差金等を減額整理するものです。

N o . 13は、頂いた企業版ふるさと寄附金を新入学児童用ランドセル購入事業に充当するものです。

N o . 14は、人事院勧告等に伴う県からの派遣指導主事に係る人件費、負担金の整理を行うもの、N o . 15は、スクールバス運行管理業務委託に係る契約差金の整理を行うものです。

N o . 16は、認定者数及び支給単価の増に伴い、就学扶助を増額するものです。

N o . 17は、運動公園管理委託に係る光熱水費の増額、N o . 18は、スポーツ広場等管理委託に係る光熱水費の増額です。

N o . 19からN o . 22までは、日立風流物収蔵施設整備事業の工事完了に伴う契約差金等の整理と財源の整理を行うものです。

次に、2番、継続費補正（変更）です。

日立風流物収蔵施設整備事業は、契約差金の整理に伴い、令和7年度の年割額を減額するものです。

最後に、3番、地方債補正（変更）です。

同じく日立風流物収蔵施設整備事業の工事完了に伴い、財源の整理を行うものです。

教 育 長 それでは、議案第2号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第2号については、原案可決と決しました。

議 案 第 3 号 日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

教 育 長 次に、議案第3号について、学務課長から説明をお願いします。

学 務 課 長 宮田小学校、仲町小学校及び中小路小学校の統合に伴い、本条例の一部を改めるものです。

新旧対照表でございます。

日立市立学校再編計画に基づき、宮田小学校、仲町小学校及び中小路小学校の3校を統合し、統合校として、神峰小学校を設置するものです。

位置につきましては、宮田小学校と同様の本宮町2丁目9番1号とするものです。

施行期日は、令和9年4月1日となります。

教 育 長 それでは、議案第3号について、可決することよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第3号については、原案可決と決しました。

4 そ の 他

(1) 日立風流物収蔵施設整備事業の進捗状況について

教 育 長 続いて、その他に移ります。

その他(1)について、郷土博物館長から説明をお願いします。

郷土博物館長 1番、工事の進捗状況です。

外構(その1)工事をはじめ、建築、電気設備、機械設備の各工事まで竣工しております。

なお、建築、電気設備、機械設備の各工事は、工期が1月30日まででしたので、先日、各種検査等が行われまして、無事合格をいただき、引き渡しを受けております。

次に、施行中の工事についてです。

現在は、外構(その2)工事が行われており、2月16日、17日に、収蔵庫施設内のアスファルト舗装が完了したところで、今後は、そのほかの工事が施行され、工期は3月16日までとなっております。

また、発注した備品類も徐々に整備が進みつつあるところでございます。

業務委託や建築工事などのこれまでのスケジュールにつきましては、表のとおりとなっております。

なお、収蔵庫棟と管理棟の現況写真を掲載していますので、後ほど、御覧いただければと思います。

今年のさくらまつりで、西町が風流物の公開を行ったあと、収蔵庫へ部材などを収め、そして、5月3日から3日間の開催を予定している神峰神社大祭礼で、4町の風流物の公開が終わったあと、収蔵庫に部材などを収めてもらうこととなっております。

5 次回の教育委員会の日程について

教 育 長 次回の教育委員会定例会の日程について、総務課長からお願いします。

総 務 課 長 令和8年3月26日（木）午後1時30分から、日上市役所3階304・305号会議室で開催予定です。

6 閉 会

教 育 長 以上をもちまして、教育委員会2月定例会を終了いたします。

以 上

専決処分について（日立市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則の制定について）

日立市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則の制定について、特に緊急を要するため教育委員会を開催する時間的余裕がないことが明らかであったので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

専 決 処 分 書

教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第2号）第3条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため教育委員会を開催する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

日 立 市 教 育 委 員 会

教 育 長 折 笠 修 平

日立市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則

日立市立学校等給食費取扱規則（平成27年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「4,340円」を「5,310円」に改め、同項第2号中「4,960円」を「6,050円」に改め、同項第3号中「4,960円」を「6,050円」に、「4,340円」を「5,310円」に改め、同条第2項中「4,340円」を「5,310円」に、「4,960円」を「6,050円」に改め、同条第6項中「4,340円」を「5,310円」に、「4,960円」を「6,050円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日上市立学校等給食費取扱規則（平成27年教育委員会規則第3号）新旧対照表

新	旧
<p>○日上市立学校等給食費取扱規則</p> <p>平成27年3月24日 教委規則第3号</p> <p>（給食費の額）</p> <p>第2条 給食費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第4項第1号及び第6項において同じ。）の児童及び職員並びに特別支援学校小学部の児童及び当該児童と同じ給食の提供を受ける学校の職員 月額<u>5,310</u>円</p> <p>(2) 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。第4項第2号及び第6項において同じ。）の生徒、特別支援学校中学部及び高等部の生徒並びに前号以外の学校の職員及び調理場の職員 月額<u>6,050</u>円</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者 1回につき次項の給食1食当たりの額。ただし、同一の月に負担する給食費の合計額は、<u>6,050</u>円（第1号に掲げる者と同じ給食のみの提供を受ける者にあつては<u>5,310</u>円）を上限とする。</p> <p>2 給食1食当たりの額（以下「給食単価」という。）は、給食費の月額（前項第1号に掲げる者と同じ給食については<u>5,310</u>円、同項第2号に掲げる者と同じ給食については<u>6,050</u>円）に11を乗じて得た額を当該年度における給食の実施予定回数で除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。</p> <p>（略）</p> <p>6 食物アレルギーにより継続して牛乳の提供を受けない児童生徒の給食費の月額は、小学校及び特別支援学校小学部においては<u>5,310</u>円、中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部においては<u>6,050</u>円から、1月当たりの牛乳代相当額を減じて得た額とする。</p> <p>（略）</p>	<p>○日上市立学校等給食費取扱規則</p> <p>平成27年3月24日 教委規則第3号</p> <p>（給食費の額）</p> <p>第2条 給食費は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第4項第1号及び第6項において同じ。）の児童及び職員並びに特別支援学校小学部の児童及び当該児童と同じ給食の提供を受ける学校の職員 月額<u>4,340</u>円</p> <p>(2) 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。第4項第2号及び第6項において同じ。）の生徒、特別支援学校中学部及び高等部の生徒並びに前号以外の学校の職員及び調理場の職員 月額<u>4,960</u>円</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の者 1回につき次項の給食1食当たりの額。ただし、同一の月に負担する給食費の合計額は、<u>4,960</u>円（第1号に掲げる者と同じ給食のみの提供を受ける者にあつては<u>4,340</u>円）を上限とする。</p> <p>2 給食1食当たりの額（以下「給食単価」という。）は、給食費の月額（前項第1号に掲げる者と同じ給食については<u>4,340</u>円、同項第2号に掲げる者と同じ給食については<u>4,960</u>円）に11を乗じて得た額を当該年度における給食の実施予定回数で除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。</p> <p>（略）</p> <p>6 食物アレルギーにより継続して牛乳の提供を受けない児童生徒の給食費の月額は、小学校及び特別支援学校小学部においては<u>4,340</u>円、中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部においては<u>4,960</u>円から、1月当たりの牛乳代相当額を減じて得た額とする。</p> <p>（略）</p>

日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

(提案説明)

本則中に準用している規則の題名改正等に伴い、本規則を制定するものであります。

日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則の一部を改正する規則

日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則（平成27年教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定乳児等通園支援事業」を加え、「第5条から第7条まで」を「第6条から第8条まで」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則（平成27年教育委員会規則第7号）新旧対照表

新	旧
<p>○日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則</p> <p>平成27年3月31日 教委規則第7号</p> <p>日立市立幼稚園の一時預かり利用料の額、保育料等の減免及び滞納に対する措置については、日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 <u>並びに特定乳児等通園支援事業</u>の利用者負担に関する条例施行規則（平成27年規則第37号）<u>第6条から第8条まで</u>の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 （日立市立幼稚園授業料等条例施行規則の廃止）</p> <p>2 日立市立幼稚園授業料等条例施行規則（昭和44年教委規則第4号）は、廃止する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○日立市立幼稚園の利用者負担に関する規則</p> <p>平成27年3月31日 教委規則第7号</p> <p>日立市立幼稚園の一時預かり利用料の額、保育料等の減免及び滞納に対する措置については、日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 <u>の</u>利用者負担に関する条例施行規則（平成27年規則第37号）<u>第5条から第7条まで</u>の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。 （日立市立幼稚園授業料等条例施行規則の廃止）</p> <p>2 日立市立幼稚園授業料等条例施行規則（昭和44年教委規則第4号）は、廃止する。 （新規）</p>

日立市地域学校協働活動推進員の委嘱について

日立市地域学校協働活動推進員を別紙のとおり委嘱するものとする。

令和8年3月26日提出

日立市教育委員会
教育長 折笠修平

(提案説明)

地域学校協働活動を円滑かつ効果的に進めるとともに、学校運営協議会制度の取組の充実を図るため、社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき、日立市地域学校協働活動推進員を委嘱するものであります。

(任期 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

令和8年度日立市地域学校協働活動推進員名簿

	学校名	氏名	年齢	性別	住 所	重複
1	日立市立助川小学校	安達 雄一郎				
2	日立市立会瀬小学校	柴田 百恵				
3	日立市立宮田小学校	大和田 豊克				
4	日立市立滑川小学校	坂本 一成				
5	日立市立仲町小学校	原 孝介				
6	日立市立中小路小学校	草地 学				
7	日立市立大久保小学校	小野 祥子				
8	日立市立河原子小学校	長山 敬行				
9	日立市立成沢小学校	安部 直子				
10	日立市立諏訪小学校	杉村 稚子				
11	日立市立水木小学校	黒澤 正明				
12	日立市立大みか小学校	飯田 征子				
13	日立市立大沼小学校	薄 正起				
14	日立市立金沢小学校	大関 規恵子				
15	日立市立塙山小学校	小澤 聡美				
16	日立市立油繩子小学校	風間 康子				
17	日立市立田尻小学校	木下 禎浩				
18	日立市立日高小学校	矢部 一良				
19	日立市立豊浦小学校	大藪 和正				豊浦中
20	日立市立久慈小学校	青山 俊明				
21	日立市立坂本東小学校	赤津 美重子				
22	日立市立十王小学校	武石 圭子				
23	日立市立助川中学校	荒井 秀昌				
24	日立市立駒王中学校	赤津 浩史				
25	日立市立滑川中学校	坂本 めぐみ				
26	日立市立多賀中学校	根本 弘道				
27	日立市立大久保中学校	大窪 由美子				
28	日立市立河原子中学校	石川 ヒロミ				
29	日立市立泉丘中学校	大熊 洋一郎				
30	日立市立台原中学校	中村 有美				
31	日立市立日高中学校	星 秀男				
32	日立市立豊浦中学校	大藪 和正				豊浦小
33	日立市立松風中学校	立川 圭子				
34		佐竹 ユウ子				
35	日立市立十王中学校	小野瀬 静香				
36	日立市立中里小中学校	倉繁 涼子				
37	日立市立日立特別支援学校	矢板 恭介				

令和 8 年度「日立の学校教育」の策定について

令和 8 年度「日立の学校教育」を、別冊のとおり策定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

(提案説明)

令和 8 年度「日立の学校教育」の策定について、提案するものであります。

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方
針について

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果について、下記のとおり
取り扱うものとする。

令和 8 年 3 月 2 6 日提出

日 立 市 教 育 委 員 会
教 育 長 折 笠 修 平

記

- 1 教科に関する調査の平均正答率は公表しない。
- 2 教科に関する調査の結果分析により把握した成果、課題、改善策等
は公表する。
- 3 質問調査の結果は公表する。

(提案説明)

令和 8 年度全国学力・学習状況調査の結果公表に係る方針について、
提案するものであります。

(1) 令和8年第1回市議会定例会について

1 会期

令和8年3月4日（水）から3月24日（火）まで【21日間】

2 主な質問及び答弁の概要

(1) 会派代表質問

蛭田 三雄 議員（日立市政クラブ）

○人口減少社会における生涯学習の推進について

教 育 長 国は令和6年6月、中央教育審議会において、人生100年時代を迎え、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生の中で、学校教育における学びの多様化とともに、社会人が自らの知識やスキルを向上させる学び直しをはじめとする生涯学習の必要性が高まっている、と生涯学習の重要性について示している。

本市においても、市民一人一人が豊かな人生を送るため、生涯にわたり、学び直しや自己研鑽などの学習環境を充実させることは重要であると認識している。

本市には、ひたち生き生き百年塾、コミュニティ、茨城県県北生涯学習センター、民間カルチャーセンターなど多様な学びの機会が存在している。

特にひたち生き生き百年塾は、昭和63年度に発足した長い歴史と実績を持つ市民主体の生涯学習活動であり、市民教授の講座や日頃の百年塾活動を披露し、広報する場である「百年塾フェスタ」など、市民が自ら学ぶ機会や学んだ成果を生かす機会を提供する取組を継続している。

さらに、民間カルチャーセンターは、受益者負担により、専門性の高い講師を備え、幅広い内容や様々な受講形式を選択できる多様なプログラムを提供している。

近年、家族形態や働き方、ライフスタイルが変化していることから、一人一人が求める学習ニーズは多様化し、また、急速な社会の変化による現代的課題に対応するための学習機会の提供も求められている。

そうした中、生涯学習の重要性や現代的な課題を踏まえ、行政は、実施団体との調整役として学習の機会へとつなぎ、市民の多様なニーズに応えられる仕組づくりを担う必要があると捉えている。

本市では、令和6年3月に策定した「日立市生涯学習振興計画」に基づき、「未来を拓く人づくり」を基本理念に、「自分らしく 生涯 輝く」を推進テーマとし、主な取組の一つとして「学習機会提供のための関係団体との連携」を挙げている。

具体的には、充実した生涯学習機会を提供するため、地域、ひたち生き生き百年塾、市、県などの取組を一元化した情報を、分かりやすく発信できるようにするなど、関係団体との連携体制の更なる強化を図っていく。

人口減少社会にあっても、市民が「いつでも どこでも だれでも まなびあう」社会を築くことを目指し、市民一人一人が生涯にわたって学び、その学びを地域で生かすことができるよう、多様な生涯学習活動の推進に向けて、取り組んでいく。

白石 敦 議員（民主クラブ）

○教育施策について

【これまでの教育施策を振り返って】

教 育 長 教育長就任以来、「未来を拓く人づくり」を基本理念として、各種施策に取り組んできた。

就任当時は、新型コロナウイルス感染症への対応が最優先課題であり、国が、G I G A スクール構想を前倒しし、本市においても、児童生徒一人

1台のタブレット端末を配備した。

これに加えて、小・中学校・特別支援学校・義務教育学校の全ての普通教室に電子黒板を配備し、それらを活用した授業は、児童生徒の学習意欲や理解度の向上にも寄与している。

こうした機器を導入した当初は、教職員の操作の習熟などの課題もあったが、ICT支援員を配置し、授業での活用をサポートするとともに、教職員向けの体系的な研修を継続的に実施し、効果的な活用方法を示すことで、教員のスキルアップを図ってきた。

現在では、各授業の目標達成のためのツールとして、教職員が自信を持って活用している。

さらに、教職員の働き方改革の上でも、授業準備や事務作業の効率化と負担軽減などの効果につながっている。

また、少子化により、児童生徒数の減少が進む中で、より良い教育環境を確保するため、令和2年度に日上市立学校再編計画を策定し、令和3年度から計画に基づく取組がスタートした。

計画においては、20年間の長期的な視点に立ち、地域の特性や学校の状況を多角的に検討し、地元の関係者と丁寧な協議を重ねながら、学校再編を進めてきた。

今年度までの第1期計画期間中に、中里小中学校、坂本東小学校、松風中学校、新生駒王中学校の4校が開校し、本年4月には、新たに十王小学校が開校する予定である。

統合により、適正な学校規模が確保されることで、教育活動の多様化、社会性やコミュニケーション能力の向上など、今後も教育環境だけでなく、教育の質の充実という成果につながるものと認識している。

現在、各学校の児童生徒数の推移などを勘案して、計画の見直しを行っ

ており、来年度から第2期計画期間に移っていく。

引き続き、第1期計画期間で得られた成果を踏まえつつ、地元の関係者の皆様と丁寧な対話を継続し、理解や協力を得ながら、学校再編を推進することにより、変化の激しい時代を生きるために必要な資質や、能力を育み、未来を拓く人材の育成に努めていく。

【今後の教育施策について】

教 育 長 本市ではこれまで、「ひたちらしい教育」として、特色ある教育を推進してきた。

国の基準に先行して授業時数を設定し、小学校低学年からの外国語指導助手を活用した英語教育の導入や、授業に新聞を活用するNIE教育の推進のほか、プログラミング教育についても、実践事例と年間指導計画を冊子にまとめ、各学校での指導に生かしている。

そして、全国から活動が高く評価されている日立理科クラブについては、その専門性の高さから、科学的思考力の基礎となる理数教育の充実のため、本市に欠かせない存在となっている。

今後は、更に地域に存在する豊富な人材、例えば企業OBや専門的な知識を持つ方々から、広く、また一層の協力を得ることで、高度情報化社会を生きる子どもたちへ、デジタル分野における、より専門性の高い指導や学習環境の提供を目指していきたいと考えている。

全国的な問題となっている不登校については、本市においても、喫緊の課題と認識しており、未然防止、早期解決のため、教育相談員やスクールソーシャルワーカーの配置、校内フリースクールの拡充を進めるとともに、関係機関、団体などと連携し、支援体制の充実に努めてきた。

また、一人1台端末を活用したオンラインでの授業視聴や、学習支援ソフトの活用など、多様な学びの機会の提供にも努めており、今後も、不登

校児童生徒一人一人に寄り添い、きめ細やかな支援を更に強化していく。

そのためにも、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保することは、大変重要であり、校務支援システムの活用、研修・会議の精選などの負担軽減の取組を進めてきた。

引き続き、更なる業務内容の見直しや、部活動の地域展開などを通じて、各学校において、教職員が、児童生徒一人一人に向き合える時間を十分に確保できるよう、教職員の働き方改革を推進していく。

次に、スポーツ振興については、本年7月に供用開始が予定されている市民運動公園野球場は、夜間照明設備が整備され、日中だけでなく夜間の利用や、野球以外の種目にも使用できるため、市民のスポーツ活動の機会が拡大するものと捉えている。

今後も、野球場を始めとした各スポーツ施設の利用促進を図るとともに、スポーツイベントの開催や、誘致を通じて、市民の健康増進、交流人口の拡大、さらには地域活性化にも貢献できるよう、施策を推進していく。

次に、文化・芸術振興については、今月完成する日立風流物収蔵施設は、ユネスコ無形文化遺産である「日立風流物」の保存・管理において、極めて重要な施設であるとともに、単に文化財を収蔵するだけでなく、その壮麗で豪壮かつ精妙な文化の、次世代への伝承に、大きく寄与するものになると期待している。

次世代への伝承については、小学校でしか行われていなかった人形操作体験を、中学校でも実施するという広がり生まれた。

このような活動が現在も続いており、今後は、更に児童生徒の興味関心を高める工夫を取り入れるなど、担い手の育成や技能の継承にも意を用い、郷土文化に対する誇りと愛着を育むとともに、文化・芸術の振興に尽力していく。

かねてより教育には不易と流行があると述べてきたが、不易とは時代を越えて変わらない価値のあるもの、流行とは時代の変化とともに変えていく必要のあるものである。

社会情勢が刻々と変化し、未来の予測が困難な不確実性の時代においても、子どもたちが自らの可能性を信じ、主体的に学び、社会的に自立できる人材へと成長できるよう、これからも確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の、知、徳、体をバランスよく育むという教育の本質を堅持しつつ、変化の激しい時代に即した学びの変革への挑戦を続けることで、子どもたちが未来を生き抜く力を育てていきたいと考えている。

市長が掲げる「全ては市民のために」の理念のもと、「ひたちらしい特色ある教育」を推進し、全ての子どもたちを誰一人取り残すことなく、「教育は日立市で」と思っていただけけるよう、本市教育の更なる充実に全力を傾けていく。

三代 勝也 議員（公明党）

○南部地域の活性化について

【（仮称）南部スポーツ広場整備の方向性について】

教 育 長 国は、令和9年度を初年度とする第4期スポーツ基本計画を策定しており、その中で、生涯スポーツの環境整備やスポーツを通じた地方創生などが、目指すべき方向性として検討が進められている。

本市では、令和6年3月に策定した日立市スポーツ振興計画において「スポーツでつながる元気、感動、輝く笑顔」を推進テーマに、市民の皆様がいつでも誰でも生涯にわたってスポーツに親しむことのできる環境づくりを進めている。

本市は、南北に長い市域の特性から、スポーツ施設の地域バランスを考

慮した配置が課題となっており、現在、十王・折笠・会瀬・中里・諏訪・河原子北浜の6か所にスポーツ広場を整備し、市民の皆様に活用していただいている。

しかし、特に南部地域では、久慈サンピア日立スポーツセンターを始め、坂下広場、久慈川河川敷運動場等、日常的にスポーツを楽しむことのできる施設はあるが、競技をすることができるグラウンドや体育館が少ないことから、スポーツ広場のような公共のスポーツ施設の整備が望まれている。

令和3年3月定例会では、サッカー、野球、テニスなど多種目が利用できるスポーツ広場の早期整備を求める「日立市南部地区へのスポーツ広場等の整備に関する陳情」が提出され、全会一致で採択されている。

南部地域では、平成26年に発足した総合型スポーツクラブの「ひたちみなみスポーツクラブ」が、幼児から高齢者まで様々な年齢の方々を対象に多種多様なスポーツ活動を実施している。

そのほかにも、スポーツ少年団を始め、一般成人や高齢者を対象としたクラブの活動も活発に行われている。

このように南部地域のスポーツに親しむ人が多い状況に鑑み、市民が身近な場所で気軽にスポーツに親しむ機会の充実を図るためにも、南部地域へのスポーツ広場整備の必要性があると捉えている。

今後、地域の方々や競技関係者の意見も参考にしながら、現状や課題などを調査・検証し、基本構想の策定を進めていく。

(2) 一般質問

篠田 砂江子 議員（公明党）

○東日本大震災の教訓から設置された機材について

【災害時用公衆電話（特設公衆電話）について】

ア 小中学校での防災教育の一環としての利用について

教育部長 本市では、教育活動全体を通して、児童生徒の発達段階に応じて、自らの命を自ら守る行動を育む防災教育を実施している。

具体的には、火災や地震、津波、大雨、不審者侵入などを想定した避難訓練を複数回実施するとともに、保護者への引渡訓練を毎年行っている。

公衆電話は、災害発生時における重要な通信手段の一つであるが、公衆電話を操作したことのない児童生徒が多いことから、災害用伝言ダイヤル「171」などの利用方法を含め、児童生徒がその使用方法を理解することは、重要なことである。

防災備蓄倉庫に保管されている災害時用公衆電話を始めとする公衆電話の利用方法について、NTT東日本などが公表する資料を活用しながら、児童生徒が実践的に学べる機会を確保できるよう、実施の方法等について検討していく。

○常陸太田市西山研修所閉鎖による小学5年生宿泊学習について

教育部長 宿泊学習については、学習指導要領で示されており、本市では、今後も実施していくべきものと捉えている。

宿泊学習先については、各学校が、児童の人数、距離、費用、施設設備等を勘案し、保護者の意見を伺った上で決定している。

令和7年度は、市内小学校、義務教育学校、特別支援学校、全25校が宿泊学習を実施し、そのうち、21校が西山研修所を利用した。

そのため本市では、令和8年度の宿泊施設を決定する際の参考となるよう、令和7年6月に、宿泊学習が実施可能な市内外17か所の施設の概要や必要経費を調査し、全小学校へ周知した。

その結果、市内のたかはら自然塾や常陸太田市のかなさ笑楽校、北茨城

市のマウントあかねなど近隣自治体の施設での実施を計画している小学校もあり、東日本大震災以前に市内の学校も利用していた福島県立「いわき海浜自然の家」を選択した学校もある。

「いわき海浜自然の家」を利用する場合、福島県教育旅行復興事業のバス代補助を活用することで、保護者負担を従来の西山研修所と同程度に抑えられている。

今後も、市内外の宿泊施設の情報収集を行い、児童生徒にとって、安全で充実した宿泊学習が実施できるよう、保護者の意見も踏まえて、より良い宿泊学習となるよう努めていく。

下山田 幹子 議員（公明党）

○子どもを性被害から守るための取組について

【生命（いのち）の安全教育について】

教育部長 本市では、生命（いのち）の安全教育の内容である、命の大切さや性に関する内容については、主に小学4年生と中学3年生を対象に授業を行っている。

小学4年生は、保護者とともに助産師等による講話を通して、人の誕生の仕組みと生命の大切さを、中学3年生は、医師等による講話を通して、性感染症の予防や家族計画などについて学んでいる。

子どもを性被害から守ることを含めた通報・相談体制については、WEB相談窓口を設置したり、学校に訪問し、児童生徒の悩み相談を受ける県のスクールカウンセラーに加え、市が独自に中学校に配置した教育相談員が小学校にも訪問するなど、幾重にも子どもたちの変化に気付くための仕組みや相談体制を構築し、充実を図ってきた。

SNSやインターネットの利用に伴うトラブルもあることから、情報モラル教育を積極的に推進し、危険を回避する力の育成にも取り組んでいる。

さらに、医師や助産師、教員などで構成する日立市地域医療協議会においても、生命の教育の取組状況の報告やその内容についての協議を行い、改善を図りながら進めている。

今後も地域医療協議会や庁内関係各課との連携により、自分と相手の心と体を尊重し守り抜く力を育む「生命の安全教育」を推進していく。

【包括的性教育について】

教育部長 包括的性教育は、「人間の体と発達」「性と生殖に関する健康」「人間関係」「ジェンダー理解」など、複数の内容で構成されている。

本市においては、児童生徒の発達段階に応じて、これらの内容について、各教科の中で計画的かつ段階的に学ぶことができるよう取り組んでいる。

例えば、「人間関係」やそれぞれの個性を認める「ジェンダー理解」については、幼児教育で学ぶ「言葉による伝え合い」を踏まえ、小学校でのグループ学習などへとつなぎ、年齢に応じて、他者との関わり方やコミュニケーションの大切さを学ぶ機会を設けている。

また、「人間の体と発達」や「性と生殖に関する健康」については、保健体育科や道徳科、特別活動などの授業において、学年に応じて、個人の生き方や健康、性的同意の考え方、避妊などについて学び、生命の尊さや身体の健全な発達について理解を深められるよう組み立てている。

こうした取組を通じて、広く各教科の教育活動の中で、包括的性教育を構成する内容について、工夫を重ねながら、継続的に学ぶ機会を確保している。

今後も、学校教育活動全体を通じて、生命を大切にする心や自己肯定感を育むことで、性暴力の被害を未然に防ぐことを含めた教育を推進していく。

【子どもへの暴力を未然防止するCAPプログラム導入について】

教育部長 アメリカで始められたCAPプログラムは、子どもが「安心・自信・自由」という権利を持ち、虐待や体罰、性暴力などの様々な暴力から自分の心と体を守るための予防教育プログラムである。

現在、本市の小・中学校においては、各教科や特別活動を通じて、人権教育やいじめ防止、防犯・防災教育などの視点から、子ども自身が自分で自分の身を守る方法を理解し、自ら行動できる力を育てている。

CAPプログラムで用いられる、危険な場面を想定したロールプレイなどの手法は、「自分を守るための具体的な行動スキル」を、子どもたちが体感として身に付けられる点で、実効性の高い有効な手段の一つであると考えている。

今後も、子どもたちが安全に健やかに成長できるよう、生命の安全教育を推進する中で、CAPプログラムの導入について、先進事例等を踏まえ調査・研究に当たっていく。

磯野 敦 議員（日立市政クラブ）

○支援を必要とする子どもに対しての学校作業療法の活用について

教育部長 文部科学省が令和4年12月に公表した調査結果によると、小・中学校において、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合が約8.8%に達しているとされ、このような特性に配慮した子どもたちへのきめ細かな支援は、本市においても教育課題の一つであると認識している。

飛騨市における取組は、学校に作業療法室を設置し、作業療法士が巡回することで、専門的な視点から、学習姿勢を保てない、道具操作が苦手であるなどの困り感を抱える児童生徒の特性に応じた支援を行うものであり、子どもたちが成功体験を積み重ね、自信を持って楽しく学校に通い、健やかに生活できるようにするものである。

本市での学習面や生活面で困り感を抱える児童生徒の学校生活における支援は、各学校の教員の中から選任する特別支援教育コーディネーターを中心に、一人ひとりの特性に応じた個別の教育支援計画や指導計画を作成

し、きめ細かな支援につなげている。

また、日立特別支援学校では、地域の特別支援教育のセンター的機能として、小中学校等を専門性の高い教員が巡回し、教科学習や自立活動の指導方法、校内での実態把握の方策等について、助言や支援を行っている。

日立市こども発達相談センターにおいては、発達障害等に関わる相談や専門医による医療相談、心理検査、小集団でのスキル指導などを行い、就学前からの継続的な支援体制を構築している。

さらに、茨城県の特別支援教育専門家派遣事業を活用することで、医師、作業療法士、理学療法士のほか、言語聴覚士や歯科衛生士などの専門家から、学校が抱える指導上の課題について、具体的な助言や指導を受けている。

学校における作業療法士の活用については、他自治体の取組事例や本市の傾向やニーズを調査した上で、本市の実情に合わせた取組を検討していく。

堀江 紀和 議員（民主クラブ）

○カスタマーハラスメント対策について

【教育現場における「学校カスハラ」への対応について】

教育部長 近年、社会全体でカスタマーハラスメントが課題となる中で、学校現場においても、一部の保護者等からの不当な要求や過剰な苦情が教職員の大きな負担になっている。

これらの行為は、教職員の精神的負担を著しく増大させるだけでなく、子どもたちと向き合う大切な時間を奪い、ひいては本来の教育活動そのものにも支障を来たすことが懸念されている。

県内では、水戸市教育委員会が、令和7年10月に教職員向けのカスタマ

一ハラスメント対策指針を策定し、学校内にポスターを掲示するとともに、全保護者にも文書で周知したところである。

本市においては、令和元年度から、県内他市町村に先駆け、保護者からの過剰な要求など、学校で生じる様々な問題について、当該校の校長と教育委員会が弁護士に直接相談できるスクールロイヤー制度を導入することで、教職員の負担軽減と問題解決に大きく寄与してきた。

さらには、複雑な家庭の問題に対して、学校や関係機関との連絡・調整を行うことで、問題解決に向けた支援を図るスクールソーシャルワーカーを市独自で配置し、多角的な支援体制を構築しているところである。

学校現場におけるカスタマーハラスメント対策の更なる強化を図り、教職員が教育活動に一層専念できる環境を確保するためには、対応時間の目安や対応時の録音・録画などの具体的な対応の指針が必要であると考えている。

教職員が働きがいを感じ、子どもたちが安心して学べる学校づくりを推進していくため、学校現場におけるカスタマーハラスメント対応指針等の策定に着手していきたい。

3 教育福祉委員会

(1) 議案

ア 議案第 3 号 令和 8 年度日立市一般会計予算中

第 1 条第 2 項の「第 1 表 歳入歳出予算」のうち

歳出 第 3 款 民生費の所管部分

第 1 0 款 教育費の所管部分

第 2 条(継続費)の所管部分

イ 議案第 1 1 号 令和 7 年度日立市一般会計補正予算(第 8 号)中

第 1 条第 2 項の「第 1 表 歳入歳出予算補正」のうち

歳出 第 3 款 民生費の所管部分

第 1 0 款 教育費の所管部分

第2条（継続費の補正）の所管部分

ウ 議案第21号 日立市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

エ 議案第27号 日立市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

以 上

(2) 4月のスポーツイベントについて

1 第26回日立さくらロードレース

- (1) 日時 令和8年4月5日(日) 午前9時から(種目ごとに順次スタート)
- (2) 会場 日立シビックセンター新都市広場 ほか
- (3) 種目別エントリー人数

種目	エントリー人数	
	第26回(今回)	第25回(前回)
ハーフマラソン(一般男子・女子)	4,344人	3,715人
10km(一般男子・女子)	3,196人	2,811人
5km(一般男子・女子)	1,472人	1,403人
2.2km(中学男子・女子)	251人	152人
1.8km(小学男子・女子)	490人	452人
1.8km(親子・のんびりお花見)	3,280人	2,962人
合計	13,033人	11,495人

- (4) 式典について

ア 開会式

- (ア) 時間 午前8時10分から午前8時40分まで
- (イ) 場所 日立シビックセンター新都市広場 ステージ

イ 表彰式

- (ア) 時間 午前10時予定(各種目終了後準備が整い次第、随時)
- (イ) 場所 日立シビックセンター新都市広場 ステージ

2 第48回JABA日立市長杯選抜野球大会

- (1) 日時 令和8年4月16日(木)から令和8年4月20日(月)まで ※雨天延期
- (2) 会場 日立製作所野球場、常陸大宮市民球場、ひたちなか市民球場
- (3) 出場チーム(16チーム)

地区連盟	チーム名	地区連盟	チーム名
北海道地区	JR北海道硬式野球クラブ	関東地区	日立製作所
東北地区	日本製紙石巻		日本製鉄鹿島
	トヨタ自動車東日本		SUBARU
東海地区	東邦ガス		エイジェック
	東海理化		NTT東日本
近畿地区	ニチダイ		明治安田
	ミキハウス		テイ・エス テック
九州地区	佐伯市硬式野球団		東芝

以上

(3) 日立風流物・日立のささら特別公開について

1 趣旨

ユネスコ無形文化遺産、国指定重要有形・無形民俗文化財「日立風流物」と県指定無形民俗文化財「日立のささら」の7年に一度の特別公開を支援し、郷土の文化財への理解や関心を高め、その魅力を広く市内外へ発信するとともに、当該文化財の保全・管理、来場者等の安全確保及び市内の円滑な交通環境の維持を図る。

2 期日等

- (1) 期日 令和8年5月3日（日）、4日（月）、5日（火）
- (2) 場所 大雄院通り、宮田・助川・会瀬地区内

3 概要

(1) 公開内容

- ア 日立風流物 4支部（東町、北町、本町、西町）の山車4台
- イ 日立のささら 3団体（宮田、助川、会瀬）

(2) 支援内容

ア 「日立風流物」公開に関すること。

会場運営管理（会場整備、公開の案内、来場者整理、交通整理、仮設トイレ設置など）、山車の保護（警備員の配置）経費の一部補助

イ 「日立のささら」公開に関すること。

公開中及び巡行中の安全監視、経費の一部補助

ウ 交通整理に関すること。

臨時駐車場設置、シャトルバス運行

エ 広報に関すること。

チラシ・ポスターの作成及び配布、SNS等での広報など

以 上